

議長(鳥居直記君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。25番高瀬倂子議員。

〔高瀬倂子君登壇〕

25番(高瀬倂子君) おはようございます。

新風21、高瀬倂子でございます。

6月8日、大阪教育大附属小学校で起こった児童殺傷事件の被害者の皆さんと保護者の皆さんに哀悼の意をささげ、今後、再びこのような事件が起こらないよう願いながら、質問に入らせていただきます。

質問通告に従い、質問を順次行ってまいります。

1. 財政再建におけるスクラップ・アンド・ビルドについてお尋ねします。

初めに、市庁舎建設促進問題についてお伺いします。長崎市は、厳しい財政の中で財政再建のため種々の方策を講じられているようですが、その一つとして、スクラップ・アンド・ビルドがあるように拝見しています。最近、議会にもお示しになりましたスクラップ・アンド・ビルドの状況報告によりますと、スクラップ32件、約12億1,600万円減、ビルド分として新規並びに拡大89件、16億3,600万円、合計約4億1,900万円を生み出そうとしています。現況のような不況下では、ビルドよりもスクラップを重視すべきだとの論が多々ありまじょうが、私は不況下でも、否、不況だからこそ必要なビルドはすべきであり、そのことによって市の活性化を生み出していくべきではないかと考えます。そういう視点に立ち、ビルド表に思い切って市庁舎建設を取り上げてよかつたのではないかと思います。

ご承知のとおり、本市庁舎は、本館が昭和34年の建設以来42年を経過し老朽化が進むとともに、執務スペースも手狭になり、現在においては、本館・別館を初め10カ所以上にも庁舎が分散していることとございます。市民サービスの面、職員の執務環境から見ても、大変不都合な状況にあると言わざるを得ません。例えばお年寄りの方や障害者あるいは小さな赤ちゃんを連れたいお母さんたちが本館と別館を行き来しなければならないと

いったことも多々あっております。同様のことが本市への転入者に起こった場合、その方は、きっと本市に悪いイメージを持って本市に住まれることになると思います。市民の皆さんが市役所に持つイメージは、まずは窓口のありように左右されるものであり、そういったことから、職員の親切な対応とともに、市民に優しい庁舎でなければならないと考えます。

一方、職場スペースの適正な確保は、事務の効率化の重要な要素であると考えます。職員の皆さんに頑張ってもらうためにも、グレードの高い施策遂行のためにも快適な執務環境を考えるべきであります。

さらに、IT時代に対応した庁内LAN等の整備が進まない原因は老朽化した庁舎にあり、過剰な投資はできないということにあると思います。このままでは時代に取り残されるとともに、いつまでも効率性の悪い仕事しかできない状況が続くことになりかねませんし、市民への迅速なサービスの提供ができません。

そこで、お尋ねします。

市長は、これまで全庁的に検討を行いたいといった答弁をされているわけですが、このままの状態にあるのも限度があると思います。早急に検討を進め、必要な機能、規模、建設時期等、具体的な構想づくりに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、市民にとって使い勝手がよく、かつ憩いの場であるとともに、市民のシンボリックなものであってほしいと思うわけですが、そこで、広く市民の意見を取り入れた施設づくりをしなければなりません。

市長は、これまでもさまざまな事業を展開するに当たって、市民の声を大事にされてきましたが、庁舎建設に当たっても同様であろうと思いますが、これについてのお考えがあればお示しいただきたいと思ひます。

次に、ISO14001の認証取得の推進状況についてお尋ねします。

市長は、平成13年度の施政方針の中で、「本市が環境にやさしいまちとなるために」として、「環境都市宣言を行う」と述べられました。そこで、本市の環境保全に向けた取り組みの一つとして、環境に関する国際標準規格であるISO

14001の認証取得のため準備作業を行い、平成14年度から市役所本館・別館を手始めに順次取得してまいりますとされました。この認証取得について数回にわたって一般質問を行ってきた者の一人として非常に喜ばしく思います。「取得を目指すのかどうか」と私の質問には、「環境基本計画及び関連する個別計画である市役所環境保全率先実行計画の進行管理において取得を進めてまいります」と答えられました。

私はそのとき、どうせ言い逃れに過ぎないだろうと疑っていましたが、1年余の経過の中で、環境基本計画の進行管理計画が13年3月に発表されましたので、市長の方針を素直に受けとめることができました。

そこで、以下3点にわたってお尋ねします。

1番目、取得の目的をどこへ置かれましたでしょうか、お尋ねいたします。さまざまな隘路もあったのではないかと思います、その点もあわせてお尋ねします。

2番目の質問ですが、方針の中で、14年度から市役所本館・別館を手始めにと順序を述べられましたが、各部局、例えば環境部、支所や公民館、水道局、下水道部、都市計画部、病院、学校等へのスケジュールはどうなっているのでしょうか。

3番目は、ISO14001取得費として880万円余の予算の計上は、ビルドとしては少な過ぎる感じがいたします。そのため、家庭や地域のISO14001の取り組みは後回しにされた感じがいたしますが、いかがでしょうか。

2. 教育行政について質問いたします。

その1、新教科書採択問題についてであります。新教科書採択、平成14年(2002年)から使用の問題であります。小中学校の新教科書の検定結果が4月3日公表されました。今回の検定の特色は、現行7社に加えて新たに扶桑社が加わって8社が検定合格となりました。検定を果たした扶桑社の教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」(会長西尾幹二氏、会員1万人以上)主導の教科書で、長崎新聞4月4日号では、大見出しで「『国家への献身』随所に」とか「戦争柱の異色本」と記しています。朝日新聞では「『つくる会』教科書合格、自国中心主義、『公』を強調」とし、毎日新聞では「『つくる会』教科書合格、137カ所修正、大幅修正にも残る懸念」とあり、西日本新聞では

「『国への献身強調』目立つ『神話』『天皇』」と報じています。

さらに、つくる会の教科書は、中国、韓国からも再修正を迫られ、訪中の折、田中真紀子外相も答弁に苦慮される場面もあったと報じています。

もう一つ、検定の特色は、4月4日付長崎新聞に見られるように、「従軍慰安婦消える」とか「右へならえ」と自主規制を報じ、その影に、つくる会やある党の一部から「自虐的だ」と批判されてきた事情の裏側に「政治の圧力」の影がちらつくと報じています。

以上は、新聞記事によるつくる会主導の本の教科書評ですが、私も一読した感じを少し述べてみます。

まず、ページ6、序章「歴史への招待 - 歴史を学ぶとは -」。「歴史を学ぶのは過去の事実を知ることだと考えている人がおそらく多いだろう。しかし、必ずしもそうではない。歴史を学ぶのは、過去の事実について、過去の人はどう考えていたかを学ぶことなのである。(中略)歴史を学ぶとは、今の時代の基準からみて、過去の不正や不公平を裁いたり、告発したりすることと同じではない。過去のそれぞれの時代には、それぞれの時代に特有の善悪があり、特有の幸福があった」と述べています。子どもたちに歴史を学ぶことは過去の事実を知ることではないと先制パンチをかけ、一種のマインドコントロールしているように見られます。また、やたらと神話が多く、神話と言いつつ、神武天皇の東征伝承や日本武尊と弟橘媛等の欄には、ルート図を示すなどして神話と史実と混同しかねない表記になっています。

また、「源頼朝と足利義満 - 天皇と武家の関係」の項では、「頼朝は朝廷をうやまい、天皇を重んじる姿勢を変えなかった。(中略)義満は朝廷で最も高い地位・太政大臣となり、思いのままの権力をふるおうとした。やがて上皇と権力をかね備えることを目指していた。(中略)急な病気にかかって、むなしく世を去る。その後、代々の将軍からは義満のまねをしようとする者はあらわれなかった」。つまり、戒め的な教訓的に見えます。

次に、「韓国併合」の項では、「日本政府は、韓国併合が日本の安全と満州の権益を防衛するため必要であると考えた。韓国内の反対を武力を背

景におさえて併合した」。この影に、朝鮮民族の創氏改名や日本語の強制などがあつた。苦難は何も書いてありません。

南京大虐殺は、「12月、南京を占領した」と書いてあります。

世界大戦は、大東亜戦争(太平洋戦争)に書かれています。「これは数百年にわたる白人の植民地支配にあえいでいた現地の人々の協力があつて勝利した。日本政府は大東亜戦争と命名した。日本の戦争目的は、自存自衛とアジアを欧米の支配から解放して大東亜共栄圏をつくることであつた」。日本中心に書かれているように思います。

また、原爆の実相の記述もありません。ただあつるのは、広島のアトムの写真のみです。この原爆を受けた長崎市で教える教科書としてはふさわしいかどうか、教育長はよくご判断ください。

教育に関する勅語が載っています。写真版で全文記載されてあります。語句解説つきとなっています。そして「天皇の名によって発布された。父母への孝行や非常時には国のために尽くす姿勢、近代国家の国民としての心得を説いた教諭で、1945年(昭和20年)の終戦に至るまで各学校で用いられ、近代日本人の人格の背骨をなすものであつた」と記されています。この「1945年(昭和20年)の終戦に至るまで各学校で用いられ」というのは、検定で挿入させられた文であります。

以上、この教科書の中から数点例示いたしましたが、この教科書の意図するものは、教育長もお見通しいただいていると思います。しっかり、この教科書を読み取っていただきたいと思います。何が真意なのか、読んでいただきたいと思います。

そこで、市教委へお尋ねいたします。

このような教科書を含めて採択作業を進めておられると思います。教科書採択に当たって、市教委は、教科書調査委員会、教科書選定委員会、教科書審議委員会の3つの機関を設けられたらしいのですが、それぞれの機関の役割、人的配置、手順などはどうなっていますか。

また、委員さんが教科書に精通しておられない面も、あるいはあるかもしれませんので、指導、助言などは、どのようになされているのでしょうか。

また、適正性、公正性、透明性を保つためには、特段の方策が必要だと思ひますが、その点、いかがでしょうか。

2つ目に、長崎は、中国や韓国等と友好関係にあるわけですが、この関係を損なわない教科書採択のあり方は、どのように考えておられましようか。

3つ目、長崎の平和憲章や平和教育の三原則をどう生かし、採択に結びつけていられるか、お示しください。

4つ目、学校現場は、どのようにかかわっているのでしょうか。現場教師たちは、子どもや親の期待に応えるための教育をしなければなりません。日常学習で使う教科書に関心を寄せ、責任を果たしたいと考えていることであろうから、その点を明快にお示しいただきたいと思ひます。

次に、教育行政の2、今後の平和教育のあり方についてお尋ねします。

市教委は、本年3月31日付をもって平和教育に関する教育の基本三原則を改め、「平和教育の基本三原則」に改定されました。このことは、単なる文言の変更ということになしに、内実の変革を示されたものであろうと思ひます。これまでには、議会や被爆者団体やさまざまな労働団体や民間団体などからも変更要求がされていただけに、一筋の光を見た感じがいたします。まずは教育委員会の英断と努力に敬意を表します。

さて、そこで確認の意味でお尋ねしますが、いわゆる平和に関する教育の基本三原則と新しい平和教育の基本三原則は、どこがどう違うか、明示願ひたいと思ひます。

また、新しい平和教育の基本三原則のもとでは、特設時間は設けられるのか、また、教師たちの教材選択は、どのようになるのか。

以上2点をお示し願ひたい。

教育行政についての3、勝山小学校跡地のサント・ドミンゴ教会遺構の取り扱いについてお尋ねします。

この件につきましては、6月議会の6月7日一般質問の1日目に小林議員が、そして昨日、6月11日には重橋議員から質問があつております。そこで、遺構の発掘状況やサント・ドミンゴ教会の歴史性については重複を避け省略いたします。

さて、この地は中央3校の統廃合によって桜町小学校として建設されます。統廃合を決意されるに当たっては、地元の方々や保護者の皆さんで校名を考えたり、どんな校舎を建ててもらおうか相談

し、苦渋のうちに決断されたと聞き及んでいます。それから6年が経過したので、一日も早い学校建設が待たれています。そこにサント・ドミンゴ教会の遺構が持ち上がったわけですから、地元の代表の方は、学校と教会が並行して建設され共存していければ、この地に住む者として誇りに思うと話されています。

そこで、勝山小学校跡地から発掘されたサント・ドミンゴ教会の遺構について、何らかの方法で残すことができないか、お尋ねします。

最後に、介護保険制度における移送サービスの現状と問題点について伺います。

介護保険制度がスタートしてから、はや1年余が経過しました。スタートまでには、(1)保険料は高過ぎるものにならないか、(2)サービス内容は良質か、(3)ヘルパーの充足度はどうか、(4)要介護認定は適切なものになり得るか、(5)坂のまち長崎での移送サービスはどうか等々、期待と不安が交錯していました。それでも介護保険課の必死の努力と被保険者側と事業者の理解が相まって現在は順調な進行だと聞き及んでいます。順調とはいえ、坂段や斜面地であるため、移送サービスについてはかなり困難性を抱えておられるのではないかと危惧しています。

そこで、次の4点についてお尋ねします。

1.マンパワー(介護員)の確保と維持はどうか。

2.安全移送のための配慮はどのようにされているか。

3.サービスの利用状況はどのようになっているか。

4.「いこーで」の広報活動及び取り組みはどうなっていますか。

介護保険制度導入時に、私にとって最大の関心事でありましたので、成功させたい願いで初歩的な質問となりましたが、以上、質問をさせていただきます。

以上、壇上からの質問を長々といたして大変迷惑をかけましたけれども、これをもちまして、壇上からの質問を終わりとします。あとは、自席から質問をさせていただきます。

ありがとうございました。(降壇) =
議長(鳥居直記君) 市長。

(伊藤一長君登壇)

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

高瀬典子議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点の財政再建におけるスクラップ・アンド・ビルドにつきましての市庁舎建設促進につきましてお答えをいたしたいと思います。

現在の市庁舎につきましては、高瀬議員ご指摘のように、建設以来約42年を経過しております。老朽化が進み、維持管理にかかる経費も毎年相当額を要しておりまして、庁舎が手狭になって、本館・別館を含め、ご指摘のように11カ所に分散をし、市民の皆様方にご不便をおかけしているところでございます。また、11カ所に分散しているわけでございますので、年間1億円を超える庁舎の借上料等もあり、建設の必要性は私も十分認識をしているところでございます。

これまで庁舎建設には膨大な建設資金を必要とすることから、平成3年度に市庁舎建設整備基金を設置いたしまして、財政状況を勘案しながら、毎年度積み立てを行っているところでありまして、平成13年度末には約102億円を超える見込みとなりました。

いずれにいたしましても、国際化、情報化、少子・高齢化等、行政に対するニーズの多様化が急速に進む中で、市民に親しまれるとともに、市民が利用しやすい市役所はどうあるべきか等を念頭に置きながら、ハード面、ソフト面など各方面からの検討が必要だと考えております。

しかしながら、図書館等の大型公共施設の建設問題もありまして、市庁舎の建設時期につきましては、基本構想、基本設計の時期等を考えますと、一定の準備期間が必要ではなからうかというふうに考えております。

このため、庁舎建設には、手法、時期、機能、規模等の問題につきまして、現在、内部で検討を深めるための準備を始めたところでございます。

なお、検討の推移の中で、ご指摘のように、市民とか関係者の皆様方のご意見をお聞きしながら、庁舎建設問題につきまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、ISO14001認証取得の推進状況についてでございますが、現在、地方自治体の認証取得

は目覚ましく、平成9年度末に取得を行った地方公共団体は3団体でありましたが、平成13年5月末現在では228団体もの地方公共団体が既に取得をしている状況でございます。現在、我が国では3,200の地方自治体がございますが、その中の228団体でございます。

最近では、取得だけでは、もはやアピール度はなく、どのような取り組み内容でシステムを構築するか、その中身が問われるようになってきております。

ご質問の長崎市がISO14001の認証取得を目指す目的でございますが、もちろん取得することだけが目的ではございません。長崎市役所は職員数、年間予算額ともに市内では最大規模の事業所でありまして、消費者であると言ってもある意味では過言ではありません。

したがって、市の事業所としてのあり方は、民間事業者や市民生活に大きな影響力を持っており、市役所自身が率先して環境保全の取り組みを実行することが大変重要であるというふうに考えております。

こうした中、平成12年3月に長崎市環境基本計画、平成13年3月には長崎市役所環境保全率先実行計画を策定いたしまして、大気、水質等の環境汚染対策あるいは廃棄物の減量等の対策、また、自然環境の保全及び環境教育の推進等の市域の環境の保全と創造に関する施策、さらには市役所みずからが率先して庁舎の省エネルギー、ごみ減量等の取り組みについて具体的な目標を掲げ展開しております。

ISO14001の認証取得は、これらの計画との調和を図りながら、環境施策あるいは環境行動を推進いたしまして、環境負荷の低減に向けた目標管理の手段として取得を目指すものであります。

また、ISO14001は、システムの構築及び実施を行っていく中で、環境への配慮が常に求められることにより、職員の環境配慮に対する意識改革を図ることも狙いとしております。

さらには、長崎市の環境保全に対する積極的かつ継続的な取り組みの姿勢を強く内外へアピールすることにより、市民及び事業者による環境への配慮を一層進めていくことも大きな目的といたしております。

次に、ISO14001取得のスケジュールの件に

ついてお答えをいたしたいと思います。

大まかなスケジュールといたしましては、本年度から作業を始めまして、平成14年度中の認証取得を目指しております。また、長崎市のISO14001構築の対象とする範囲についてでございますが、長崎市のすべての事務事業を対象にしたいと考えております。

平成13年度の施政方針におきまして、本庁・別館を手始めに順次取得を行う旨をお示ししておりましたが、職員の士気を高めるためにも、議員ご指摘にもありました支所等の出先機関あるいは清掃工場及び上下水道施設等につきましても作業の進捗状況を踏まえ、できるだけ早急に行いたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今年度の作業内容といたしましては、庁内にシステム構築のための組織の整備、管理職及び一般職の研修などを中心に行いまして、全庁的に調整を図りながら作業を進めていくことといたしております。その手始めといたしまして、先月、市の行政職の全員、約2,000人を対象に、ISO14001の内容も盛り込んだ環境行政研修を行ったところでございます。

したがって、本年度の予算は、主にシステム構築のための職員の研修に関するものとなっており、認証取得にかかる直接的な費用につきましては、平成14年度予算に計上をし、議会にお諮りしたいと思っております。

続きまして、家庭や地域へのISOの取り組みの推進についてでございますが、高瀬議員ご指摘のとおり、行政だけの取り組みでは、本市全体の環境の保全あるいは創造につなげることはできません。市民や事業者がそれぞれの生活様式や事業活動のあり方そのものを見直し、環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に行っていくことが大変重要であると考えております。その先進事例といたしましては、水俣市あるいは日田市など、早い時期にISO14001の認証を取得した自治体におきましては、正式な認証機関ではなく、市が認定を行う家庭版ISOあるいは学校ISO、病院ISOなどの独自の取り組みを行い、一定の成果を上げているというふうに関き及んでおります。

本市におきましても、こうした先進事例の状況を踏まえまして、効果的な方策を模索し、市民及

び事業者が積極的に、また継続的に取り組んでいただけるような仕組みづくりを市の認証取得作業とあわせて検討を行い、実施につなげたいと考えております。

最後に、ご質問の冒頭にもございましたが、長崎市は今年度、環境にやさしいまちをつくることを内外に示すために、環境都市宣言を行うことといたしております。このISO14001の認証取得は、環境都市になるための姿勢を示すものと考え、単なるラベルだけを目指すものではなく、市域全体の環境の保全と創造につなげるため、実のあるシステムの構築を全庁挙げて行っていく所存でございます。

次に、教育行政の勝山小学校跡地から発掘されましたサント・ドミンゴ教会の遺構の取り扱いにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

高瀬議員ご指摘のように、7日の質問から昨日の質問まで、この件につきましてご質問がございました。重ねてお答えすることになりますが、長崎市といたしましては、長崎市文化財審議会委員の先生あるいは文化庁、専門家等からもいろいろなご意見やアドバイスをいただきながら、遺構の保存につきまして、さまざまな角度から検討をいたしたところであります。

一方、高瀬議員もご承知のように、また、大変お世話にもなりました小学校の建設、つまり中央3小学校の統廃合の際に、関係者の皆様にはあらゆる角度から議論をしていただき、苦渋の選択として統廃合に同意の結論を出していただいたという経緯もございますし、今でも地元におきましては、早くこの桜町小学校を建設すべきである、また、してほしいという待望論があることも、私どもも十分に承知をしております。これらを総合的に検討しました結果、小学校と遺構の取り扱いにつきましては、現時点でサント・ドミンゴ教会のものと考えられる遺構は極力保存をしながら、あわせて小学校も建設するという方針を固め、関係者との協議に入らせていただこうと考えているところでございます。

もちろん、この間には当然、市の持ち出しの財源等の問題もございます。本会議が終わりましたら所管の委員会等も含めまして、議員の皆様方の慎重な、かつ積極的なご審議等をいただければありがたいと思っておりますので、何とぞ、ご理解のほど

を賜りますように、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、遺構の保存の方法につきましては、原則といたしまして、校舎と重なる部分ではできる限り顕在化をし、一般の方に公開できるようにしたいと考えておりますが、運動場部分の下に位置します遺構につきましては、大変残念でございますし、申しわけございませんが、埋め戻して保存したいというふうに考えております。

なお、公開に当たりましては、専門家等の意見を聞きながら、昨日の重橋議員の質問にもございましたが、遺構や遺物などの展示方法につきましても研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、介護保険制度における移送サービスの現状と問題点につきましてお答えをいたしたいと思っております。

長崎市の地形的特徴であります斜面地は、坂のまち長崎と言われるように、他都市にはない景観ではありますが、一方では、高齢者あるいは障害者の方々にとりまして、坂や階段等の居住環境が介護サービス利用の際の支障となっていることも事実であります。

そこで、介護保険制度の施行を契機に、より公平な介護サービスの提供を念頭に、斜面地等に居住する方々が日常生活を送っていく上で必要となる移動に関する課題を解決するための方策といたしまして、議会を初め関係者の方々等のご指導等をいただきながら検討しました結果、斜面地等に居住していることにより外出が困難な高齢者の方々が介護サービスの利用や通院、社会参加などをする際の支援を行うことを目的といたしました市町村特別給付であります移送支援サービスを平成12年4月から長崎市独自に実施しているところであります。

この移送支援サービスについてであります。要介護・要支援認定を受けた方がデイサービスあるいはショートステイ等の介護サービスを利用するときや通院とか買い物など、日常生活において外出される際に、利用者の自宅から車等により移動が可能な場所までの間を歩行介助、おんぶまたは車いす、あるいは担架等を利用して、ホームヘルパー3級以上の資格を持ち、長崎市が主催する移送技術等に関する研修会の受講を終了した移送

介助員が移送介助を行うものであります。この移送支援サービスを実施し、移送手段の確保を図ることは、多くの方々が気軽に外出をし、社会参加をすることが可能となることから、ねたきり等を防ぐ介護予防、さらには健康増進の面からも重要な施策であり、まさしく介護保険における「長崎方式」を具現化したものであるというふうに認識しているところであります。

そこで、お尋ねの介護保険移送支援サービスの平成12年度の利用状況についてでございますが、介護サービスの利用や通院、買い物等、日常的な社会参加のため、サービス利用者証の交付を受けられた方につきましては、本年3月31日現在で276人、利用回数は延べ3,131回となっております。また、長崎市が指定した移送支援サービス事業者は現在11事業所となっており、移送介護員として登録していただいている方は、本年3月31日現在で257人となっております。

このような状況の中、利用者数、利用回数につきましては日を追うごとに増加傾向を示し、順調に推移しているところでございます。

そこで、この移送支援サービスをより充実したものにするためには、サービス提供に直接かかわっていただいております移送支援サービス事業者の新たな参入や人材の確保・養成が不可欠でありまして、今後の大きな課題であると認識しているところでございます。

このような認識のもと、現在提供していただいております移送支援サービスの質の向上に資するために、移送技術に対する知識の付与と技術の向上を図ることを目的に、専門の医師及び理学療法士を講師に招きまして、去る5月2日と9日に移送介護員の方を対象といたしました現任研修会を長崎市主催により実施をいたしまして、59名の皆様方にご参加をいただいたところであります。

今後も時期をとらえながら、同様の研修会を実施し、人材の養成に努め、よりよいサービスの提供につなげてまいりたいと考えております。

また、この移送支援サービスの一層の浸透と利用促進を図る上から、専用のポスターあるいはリーフレットを作成いたしまして、要介護認定結果をお知らせする際にリーフレットを同封するなど、直接、市民の皆様方に情報提供を行っており、身近なサービスとしてご活用いただけるように、

引き続き広報には努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

いずれにいたしましても、介護保険制度を円滑に運営していくためには、法で定められた介護サービスの効果的な提供はもとよりでございますが、「坂のまち長崎」に適した独自のサービスを安定的に提供していくための努力を重ねていくことが重要であります。施行間もないこの移送支援サービスにつきましても、ご利用される方やサービス提供事業者、そして行政が一体となつてよりよいサービスの提供を目指し、努力していきたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご支援、ご理解、また、浸透していない部分等もございまして、ひとつご協力等をよろしくお願いさせていただきます。

他の件につきましては、所管の方からお答えいたしますので、よろしく願い申し上げます。私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

= (降壇) =

教育長(梁瀬忠男君) 教育行政についてお答えをいたします。

まず、第1点目の新教科書採択問題についてでございますが、ご承知のとおり、本年度は、14年度使用の小中学校の教科用図書の採択替えが同時に実施をされることとなっております。

今回の教科書採択は、平成14年度からの週5日制実施に向けた学習指導要領の大幅な改訂に伴うものであります。このことが、それぞれの教科書において、どのように具現化されているかを調査研究することは、教科指導の充実の上で極めて重要だと受けとめております。

市教育委員会といたしましては、このような実情を踏まえ、これまで以上に適正・公正な採択が実施できるよう努めているところでございます。

まず、教科書採択の組織についてであります。長崎市教科書採択審議委員会規則を一部改正いたしまして、教科書採択審議委員会に教科書調査委員と新たに教科書選定委員を置くことといたしました。また、調査の期間や回数をふやすことで、慎重に教科書研究が行われるよう配慮もいたしております。

調査員は、校長会の教科部長から推薦を受けた校長あるいは教頭及び教諭で構成をされまして、各教科ごとに調査委員会を3回にわたって開催

いたします。県教育委員会作成の教科書選定資料をもとに、具体的な教科書研究を行っているところがございます。その中で、各教科書ごとに工夫されている点を調査表にまとめまして、教科書採択審議委員会に報告をいたします。

選定委員につきましても、校長会から推薦を受けた校長、教頭、教諭で構成をされ、各教科ごとに選定委員会を3回にわたって開催をいたします。教科書調査委員会から報告された調査表及び県教育委員会作成の教科書選定資料をもとに、すべての教科書を対象としてその特色を明らかにするとともに、教科書を選定する上で重要な観点を協議し、教科書採択審議委員会に報告することといたしております。

報告を受けた教科書採択審議委員会では、具体的な資料をもとに、すべての教科書を対象として審議を行い、教育委員会へ報告をいたします。

教科書採択審議委員会の委員には、教科書を閲覧する機会を設定したり、教科書採択の方法や学習指導要領改善の狙いなどに関する具体的な資料及び各委員会からの報告を事前に送付したりするなど、教科書研究を深めていただくよう働きかけていきたいと考えております。

また、各学校の校長及び教職員の教科書研究につきましても、これまで2日間だった回覧期間を3日間に延長いたしました。具体的な教科書研究が行われるよう、観点を示した調査表を各学校に送付したり、法定展示への教職員の参加について配慮いただいたりするなど、その充実に努めております。

なお、校長及び教職員の教科書研究の結果についてであります。その意見や希望を調査表にまとめ、教職員は校長へ、校長は校長会の事務局へ提出をいただき、教育委員会事務局で集計をいたしまして教科書採択審議委員会へ報告をいたします。

さらに、採択の公正さを保つ手だてといたしまして、開かれた採択の推進を図りたいと考えております。具体的には、今回から教科書採択審議委員会の委員に学識経験者や保護者の代表を加え、さまざまな立場からのご意見をいただき、教科書採択に反映できるよう配慮いたしております。また、採択業務終了後は、情報の公開が行われるよう準備を進めているところでもございます。

以上のように、専門的な教科書研究の充実や開かれた採択の推進を図りながら、今後もより適正・公正な採択が実施できるよう努めていく所存でございます。

なお、教科書採択と近隣諸国との友好関係及び平和教育との関連についてでございますが、教科書は、文部科学省が実施する教科書検定を経たものでございます。教科書検定は、教科用図書検定基準に基づきまして行われますが、検定基準は、学習指導要領の狙いに即したものであり、今回の学習指導要領改訂の方針の中で、豊かな人間性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することが示されております。

したがって、国際理解及び平和的資質につきましても、検定の段階で十分配慮がなされているものと受けとめておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

国際理解及び平和的資質の育成につきましては、今後、さらに教科指導に限らず、全教育過程を通して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の平和教育のあり方についてでございます。

ご指摘のとおり、市教育委員会といたしましては、ここ数年来の学校現場の平和教育の充実と深化を見定めた上で、従前の基本三原則の見直しを行い、今日的な立場から三原則の趣旨を明確にした新たな平和教育の基本三原則を定めました。改訂いたしましたところは、第1項に関しましては、従前におきましては、「平和に関する教育の基本的なよりどころを憲法、教育基本法などの法令に示された『平和希求の精神』に求め、いわゆる『原爆を原点とする』ものではないこと」と示されていましたが、「いわゆる『原爆を原点とする』ものではない」の表記を削除いたしました。

第2項に関しましては、平和教育を通して啓培されるべき「生命尊重の態度」「国際協調の精神」などの6つの資質は従前どおり踏襲いたしました。

第3項に関しましては、新学習指導要領の告示に従いまして、学習の場の拡充として「総合的な学習の時間」を挿入いたしました。あわせて、各学校における平和学習が各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の中で行われているという実態を踏まえまして、従前の「いわゆる『特設

時間を設定して行う』ものではない」との表記を削除いたしました。

これらの3項を踏まえて、総括におきましては、長崎市においては、以上の基本三原則に基づいて、普遍的で、妥当な平和教育を推進する。この普遍性、妥当性を踏まえ、原爆被爆都市としての本市の特殊性を生かして、被爆体験を継承し、平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努めることを明示いたしました。

また、平和に関する教育の表記は、「平和教育」と改めて統一を図りました。

以上の点が主な変更点でございます。このことは、ご指摘のとおり文言の変更にとどまるものではなく、今後の学校現場における平和教育のあり方を示すとともに、将来に生きる児童生徒を育成すべき方向を示したものであります。

次に、学習時間の設定の仕方についてですが、ご承知のとおり、総合的な学習の時間が新たに設けられ、この時間においては、体験活動を中心として学習が進められるものであり、平和学習も意図的、計画的に実施できる時間でございます。学校現場では、これまでも戦争や被爆を体験された地域の方々への聞き取りや平和施設や遺構を利用した学習など、既に多くの学校で多岐にわたる体験的な活動等、数時間単位で特色ある平和学習が実施をされているところであります。今後とも、このような活動の深まりと広がりを推進してまいりたいと考えております。

今後のさらなる平和教育の充実を期する上で、各教師による創意と工夫ある取り組みは不可欠であります。先ほどもご紹介いたしましたとおり、現地での体験活動など、さまざまな取り組みの広がりを見ているところであります。

さらに、地域、学校の実態を踏まえての創意と工夫に基づいた学習の展開が図られるよう、新たな教材の開発に向けた指導、支援を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、この平和教育の基本三原則に基づきまして、原爆被爆都市としての特殊性を生かした被爆や戦争の実相の継承を踏まえながら、平和教育の充実と推進に努めていく所存でございます。

以上でございます。

25番(高瀬典子君) それぞれご丁寧なご回答、ありがとうございました。

まず、市長さんに、さらにお伺いしたいんですが、市庁舎建設の問題は、庁内での検討準備に入りましたと、微妙な表現をなさったように思うんですが、少し動き出したというふうに考えてよろしいのでしょうか。余りにもあちこちを気にされて、市民への気兼ねから、市庁舎から先につくったらいかなのじゃないかというふうな気兼ねがあらわれて、余り今までは積極的な表現はしてこられなかったんだろうけれども、少し準備に入りましたということは、私は大変歓迎いたします。そういう意味で、お礼を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、サント・ドミンゴ教会の跡地の問題ですが、学校の建設が多少、計画など変更になるのではないかと思いますから、開設の時期など、もし見通しがついておられたら、そこら辺をお願いできたらと思います。

それから、あの勝山の地域の方々は非常に思いやられるんですね。長崎で第一番目の学校で、向明小学校、明治何年かに開設された学校で、私もあの学校に奉職したことがありまして、庭掃除から便所の掃除から田植えまでやったことがあるんです。そういう意味で、誇りを持っておられる。どの学校も誇りは持っているんですけども、古い学校の、そしてまた歴史性のある学校だということで、さらにその遺構が加わればよいのではないかと思いますので、保存を十分考えてほしいと思います。

教育委員会からもらいました資料の中には、福岡の博多小学校などに遺跡といいますが、何か残した、そして学校と共存しているところもあるやに写真で見せてもらっておりますので、それなども工夫していただければ嬉しく思います。

それから、介護保険ですが、私も先般、伊良林の85歳のお母様のところへ、骨折したということで、その移送サービスを受けた経験があるということでお話を伺いたいということでお訪ねいたしましたら、快く会っていただけました。「非常に助かっておりますと。私は今、16回往復使っておりますけれども、非常にこれは足りない。もっとほしいと思います」というようなことまで言われて、「本当に骨折して足がひどかったんだけれども、こんなものをつくってもらって、私も外に出られて嬉しゅうございます」というふうなお言葉をい

ただいて、お礼まで言われました。やはり、これは長崎方式といわれるものが定着しているんだな、もっともっと利用が広がればいいなというふうに思っておりますので、この介護員の方々も大変だろうけれども、こういった体の不自由な方々のために、やはり血や肉をささげるような気持ちで、私たちはそういった方々に礼を尽くしていくべきではないかと思っておりますので、ますますこれを盛んにしていただきたいというふうに思います。

先般、介護員の方々の学習会に、長崎市がしていらっしゃるんですが、私もそこへ行きましたところ、介護をなさる方々に指導をなさる病院の先生方のご指導の言葉が非常に感動いたしました。「お年寄りといえども、体が不自由といえども、純真な人間です。目を見て向き合って、そういう方々と接してください。そして体を低くして、その方の姿勢で接してください」というご指導をなさっておられました。やはりこういったものが長崎の一番徹底していく優しい心持ちではないだろうか、また、それを事業者の先生がおっしゃること、これは本物だなというふうに思いました。これが一時期のものでなくて、ずっとずっと続いていくようにということを思います。

そういうことで、この移送サービスがどんどん成功していきますのには、非常に伊良林に行きましたときには、車いすがやっこさ通って坂の道を行くわけですから、タクシーのところまで行くんですから、道路の整備をあと少し改善するところが必要ではないかと思っておりますから、都市計画部ですか、土木建築部の道路維持課ですか、そういった方々は、もう少し乱ぐい状になった坂段などもありますので、そういったことをあと少し、介護保険と相まって、介護保険課と仲良くしていただいて、助けていただいて、こういった道路整備を進めていただきたいと思います、部長さん、その辺の計画がもしありましたらお聞かせください。

また、あとでもう一回、続けてお尋ねしたいと思います。

教育長(梁瀬忠男君) 桜町小学校、勝山遺構の跡に建設される学校の建設時期でございますが、15年の4月という予定でございましたけれども、ご承知のとおり、遺構等の関係で設計等を今、滞っております。したがって、方針を一応述

べさせていただきますが、このご審議をいただいて、私どもとしては、できるだけ早い時期にというふうに考えておりますが、15年4月から考えますと、できましたら、私どもといたしましては、15年度の例えば3学期の部分でもというように進めていけたらなというふうに希望としては持っておりますが、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

土木建築部長(向井正人君) 市道の整備でございますけれども、福祉保健部と連携を取り合って、少しでも改良してよくなるころがあれば、即対応してまいりたいと考えております。

25番(高瀬倂子君) 向井部長には、大変いいお返事をいただきました。もう一つ、いいことをやったださっているんです。私のうちの近くに、50代の方で車いすを使っていらっしゃる方がいます。そういった方のところに、何とか家から出て車道まで行けないかということで道路の改良を重ねてくださって、実際にやったださっているんです。やっぱり言えば届くんだなという、最近是非常に私はそういう気がしておりますので、そういう優しさを充満させていただくような施策をよろしくお願いしたいと思います。

それから、教育長にお伺いしますが、教科書選択の問題は、その経緯はわかりました、どういことやっていくのか。県教育委員長さんの木村道夫氏から通達が来ていますね、13年4月27日に。「絞り込みはやめなさい」と。教科書に今まで絞り込みがあったと。もっと言うならば、この影には日教組などがたくさん入り込んで教科書の絞り込みをやっているという話もあったやに、教育長さんがおっしゃったわけではなくて、外側の声ですが、そんなものがあったということですが、決して、そんなわがままでやっているわけではなくて、やはり子どもに与える教科書は、どれが一番平和で、民主主義で、人の気持ちがわかる、人権がわかる、そして優しさいっぱい教科書になるのかと、私も現場におりますときは、そういう気持ちで選択してきました。

できないものを、この教科書は表現がまずいぞと思うものをバツをつけたり、よいものは丸をつけていくというふうなことでやっていたんですが、絞り込みというのは、どういうことをしたらいいかというふうになっているのでしょうか。その辺

を教えてください。教育長にお尋ねします。

答弁をお願いします。

教育長(梁瀬忠男君) 教科書の採択につきましては、これまでもお話をさせていただきましたが、教育委員会が最終的に採択権者ということになります。そこに至る手順として、段階的に調査委員、選定委員、審議委員会、それから教育委員会と、こういう手順で採択していきますが、その中に、例えば教科書会社が8社ある、そのことをこの教科書会社がいいのではないかというのを見受けられる都市が多くあったと、そういったことの中から、そういった方法ではなくて、すべてについて客観的に評価をして採択していったらどうかと、こういった趣旨のことでございます。

したがいまして、私どももその点につきましては十分認識、わかってもおりますし、長崎の場合につきましては、そう限定的にということではなくて、それぞれ手順を踏んで、これまでも十分慎重な採択に努めてはありましたが、さらに適正・公正な観点から、いろいろ規則も改正させていただきました。より慎重、適正・公正を期して採択をしていきたいと、そういうことの考えで進めているところでございます。

以上でございます。

25番(高瀬典子君) 昨日、市長さんに、中村すみ代議員さんが核兵器の問題のときの扶桑社の教科書を持ち出してお尋ねがあったんですが、市長さんの見解をとということで、市長さんがお述べになりませんでした。私は、市長さんに、できれば、「私は、核兵器廃絶問題で一生懸命やっています。これが長崎市長としての使命です。これを私は一生懸命貫いてまいります」と、それぐらいの発言がほしかったなと思って残念でなりません。そして、「子どもたちに、もし核兵器廃絶が表面的に合意されたとしたら、そのときが世界にとっても危険な瞬間だとも言える」というふうな、核廃絶運動を否定的に見るような教科書内容になっているわけですが、今の中学生の子どもに、こういう物の考え方があるんだよということを示していくことはどうなのかと、私も思いますので、むしろ、漸進的な考えを市長さんに堂々と述べていただきたかったと思います。

そこで、市長さん、何かコメントがありましたら、それをお願いしたいと思います。大変失礼だ

と思いますが、あえてお尋ねしました。

それから、教育行政の中で、長崎市は絞り込みということも余り、非常にこだわらないでとおっしゃいませんでした。新聞によりますと、「長崎県の教育委員会のある担当者は、県教委は、これまでも公平に教科書を扱ってきた。請願を議会が採択して、絞り込みをやめるような動きは戸惑いを感じる」と新聞報道でされています。私もそう思います。現場の教師が一番教科書は知っているんです。そして愛着を持っているんです。そして何回も何回も読みながら、これをどういうふうに教えていった方がよいのかと研究をします。教員は、最低1時間の授業をするのには1時間の研究をしないと、これは鉄則のように私たち若いころは言われてきました。ですから、一生懸命にやってみますので、絞り込みというふうに、悪いふうにとらないで、いいものに絞り込んでいくという立場を教育長はお考えいただいて、絞り込みなどと排除の論理ではなくて、漸進的な論理で取り組んでいただきたいと思いますが、再度、教育長の決意をお願いします。

教育長(梁瀬忠男君) 繰り返しますが、より適正・公正な採択に努めてまいりたいというふうを考えております。

25番(高瀬典子君) これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長(鳥居直記君) 次は、45番井原東洋一議員。

〔井原東洋一君登壇〕

45番(井原東洋一君) 市民の会、新社会党の井原東洋一であります。

わざわざ傍聴においでいただいた皆さん、そして、テレビの前でご視聴いただいている皆さんに改めてお礼を申し上げます。

今回、質問通告をいたしておりますのは、1つ、「小泉改革」による長崎市の平和行政への影響について、2つ、水道行政について、3つ、「みどりのダム」の育成について、4つ、芸術文化の振興について、最後に、市投資の事業体の現状と将来についての5項目であります。恐らく答弁が非常に長く、時間をとるのではないかとおそれますので、壇上からの質問は、水道行政並びに市投資の事業体に関する質問を省略し、時間があれば自席からの質問を行いたいと思います。